

目黒区重症心身障害児自発的活動支援事業補助要綱

平成27年3月23日付け目健障第7136号 制定

平成30年4月1日付け目健障第5253号 改正

令和3年3月17日付け目健障施第2809号 様式改訂

令和3年4月1日付け目健障施第1040号 様式改訂

令和5年4月1日付け目健障施第20197号 改正

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区在住の重症心身障害児とその家族が参加する団体（以下、「家族会」という。）が実施する自発的活動（以下、「自発的活動」という。）に要する費用の一部を補助することにより、自発的活動の円滑な実施及び重症心身障害児とその家族の社会参加の拡充などを図ることを目的とする。

(自発的活動)

第2条 この要綱における自発的活動は次に掲げる活動とし、交流活動等を通じて社会参加の拡充を目指すものとする。

- (1) 重症心身障害児や家族等が互いの悩みの共有や情報交換等ができる交流活動（ピアサポート）
- (2) 重症心身障害児家族のための医療や介護技術などの学習会
- (3) その他区長が認める活動

2 自発的活動は、4月1日から翌年の3月31日までに行うものとする。

(支援の方法)

第3条 自発的活動への支援は、前条で定める自発的活動に対し、補助金を交付することで行うものとする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号とする。

- (1) 講師、訪問看護師、介護福祉士等の謝礼
- (2) 活動会場の借り上げ費用
- (3) 重症心身障害児及びその家族が活動に参加するための送迎経費
- (4) その他、区長が必要と認めたもの

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内で区長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする家族会の代表者は、指定期日までに、目黒区重症心身障害児自発的活動支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に定める書類を添付して区長に申請するものとする。

- (1) 年間活動計画書（別記第2号様式）
- (2) 役員名簿（別記第3号様式）
- (3) 会員名簿（別記第4号様式）
- (4) 会則
- (5) その他区長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 区長は、前条の補助金の交付申請があったときは、申請内容を審査し、補助金を交付する必要があると認めたときは、速やかに交付を決定し、目黒区重症心身障害児自発的活動支援事業補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、目黒区重症心身障害児自発的活動支援事業補助金交付請求書（別記第6号様式）により、区長に補助金の交付を請求するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該日から30日以内に目黒区重症心身障害児自発的活動支援事業実績報告書（別記第7号様式）に支出内容のわかる領収書を添付して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、目黒区重症心身障害児自発的活動支援事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、目黒区補助金等交付規則（昭和43年3月目黒区規則第6号）に定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

改定後の様式は、令和3年4月1日以降の申請分から適用する。
ただし、旧様式による申請があった場合は、これを読み替えて受理することとする。

付 則

改定後の様式は、令和3年4月1日以降の申請分から適用する。
ただし、旧様式による申請があった場合は、これを読み替えて受理することとする。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。